

2. 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳の交付

◆対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある人。

◆障害等級

重い方から順に 1 級から 7 級まで分けられています。(P111～114 参照)

※手帳の交付対象となるものは 6 級からです。

◆新規申請に必要なもの

①診断書	指定を受けた医師の診断を受けてください。 (指定医師については各区役所福祉課にお尋ねください。) 用紙は各区役所福祉課、各総合出張所にあります。
②申請書	用紙は各区役所福祉課、各総合出張所にあります。
③顔写真	たて 4cm×よこ 3cm を 1 枚 (1 年以内に撮影したもの) 脱帽して上半身を写したもの (宗教上または医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆う場合はお申し出ください) インスタント写真等耐久性のない写真は不可。
④マイナンバーに係る書類	マイナンバーカード もしくはマイナンバーが確認できる書類

※障害の程度が変わったときや手帳を紛失、破損したときは再交付の申請をしてください。

※本人又は保護者の住所、氏名が変わったときや死亡されたときは届出が必要になります。

【問い合わせ先】 各区役所福祉課、各総合出張所 (P108～109 参照)

(2) 療育手帳の交付

◆対象者

知的障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人。（18 歳以降の病気・事故などによる障がいは対象になりません。）

◆障害等級

熊本市障がい者福祉相談所、熊本市児童相談所において判定され、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に認定されます。

◆新規申請に必要なもの

①申請書	用紙は各区役所福祉課、各総合出張所にあります
②顔写真	たて 4cm×よこ 3cm を 1 枚（1 年以内に撮影したもの） 脱帽して上半身を写したもの（宗教上または医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆う場合はお申し出ください） インスタント写真等耐久性のない写真は不可
③マイナンバーに係る書類	マイナンバーカード もしくはマイナンバーが確認できる書類

◎申請の際は、本人の生育歴等をお尋ねすることがあります。

◎後日、熊本市障がい者福祉相談所から面接日程の通知が届きます。面接日には、本人と一緒に本人の生育歴を説明できる方が相談所に同行し、面接等を受けてください。

※再判定が必要な方は、手帳の「次の判定年度」の欄に記載があります。判定年度内に各区役所福祉課、各総合出張所で再判定の申請をして再判定を受けてください。なお、再判定の際にも顔写真が必要になります。

※破損、紛失または手帳の記載欄に余白がなくなったときは再交付の申請をしてください。なお、再判定年度が過ぎた手帳の再交付はできません。

※本人又は保護者の住所、氏名が変わったときや死亡されたときは届出が必要になります。

【問い合わせ先】 各区役所福祉課、各総合出張所（P108～109 参照）

※療育手帳の判定機関（面接実施場所）

〒862-0971 中央区大江 5-1-50 こどもセンター（あいぱるくまもと）

1 階 熊本市障がい者福祉相談所

電話 096-362-6500 FAX 096-362-6660

3 階 熊本市児童相談所

電話 096-366-8181 FAX 096-366-8222

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付

◆対象者

精神疾患により 6 ヶ月以上治療を継続しており、日常生活や社会生活への制約があると認められる方（知的障がいの方は除きます）

◆障害等級

重い方から順に 1 級から 3 級まであります。

◆新規申請に必要なもの

①右のうちのどちらか	診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
	・ 障害年金証書または特別障害者給付金受給資格者証（精神疾患のために取得したもの）、または、直近の年金振込通知書の写し ・ 同意書（年金照会の際に必要）
②申請書	用紙は各区役所福祉課、各総合出張所にあります
③顔写真	たて 4 c m × よこ 3 c m を 1 枚 更新申請の際は必要時のみ
④マイナンバーに係る書類	マイナンバーカード もしくはマイナンバーが確認できる書類

※2 年ごとに更新手続きが必要です（有効期限日の 3 ヶ月前から更新手続きができます。）

※破損、紛失または手帳の記載欄に余白がなくなったときは再交付の申請をしてください。

※住所、氏名が変わったときや死亡されたときは届出が必要になります。

【問い合わせ先】 各区役所福祉課、各総合出張所（P108～109 参照）

(4) 障害者手帳申請窓口一覧

中央・東・西・南・北区役所福祉課のほか、龍田・託麻・河内・天明・幸田・城南・清水総合出張所および芳野分室で手帳の申請手続きができます。



熊本市中央区役所 福祉課

中央区手取本町1番1号

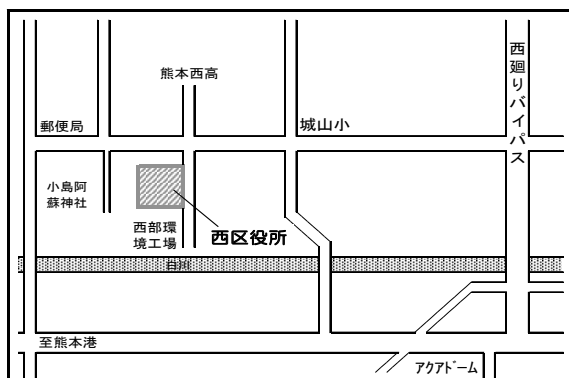
電話 096-328-2313 (福祉課直通)
096-328-2555 (区役所代表)



熊本市東区役所 福祉課

東区東本町16番30号

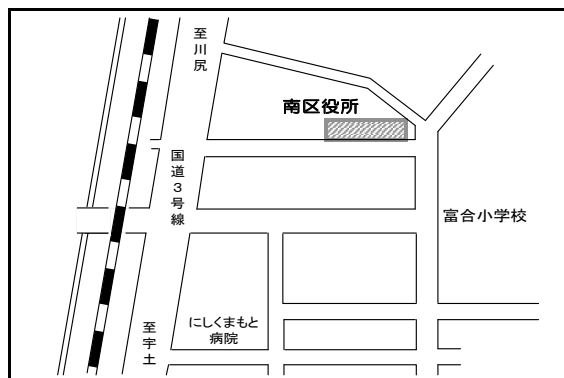
電話 096-367-9177 (福祉課直通)
096-367-9111 (区役所代表)



熊本市西区役所 福祉課

西区小島2丁目7番1号

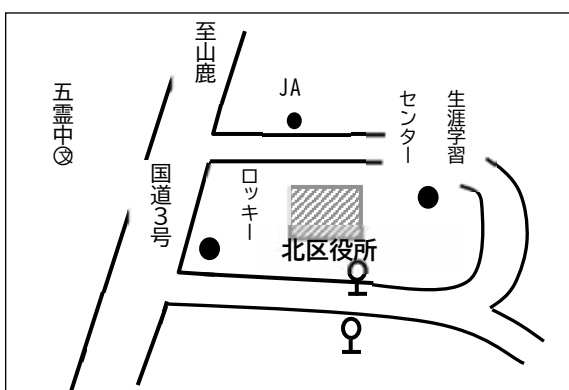
電話 096-329-5403 (福祉課直通)
096-329-1111 (区役所代表)



熊本市南区役所 福祉課

南区富合町清藤405番地3

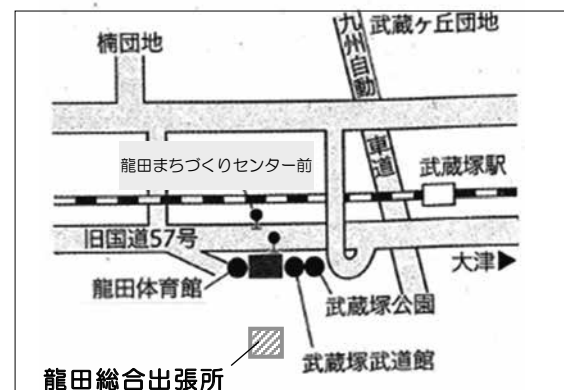
電話 096-357-4129 (福祉課直通)
096-357-4111 (区役所代表)



熊本市北区役所 福祉課

北区植木町岩野238番地1

電話 096-272-1118 (福祉課直通)
096-272-1111 (区役所代表)

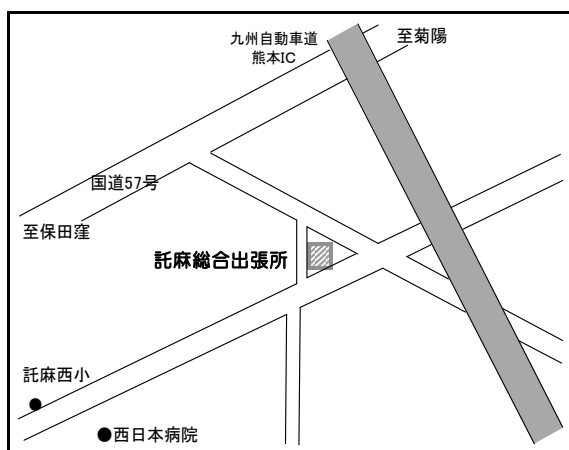


龍田総合出張所

北区龍田弓削1丁目1番10号

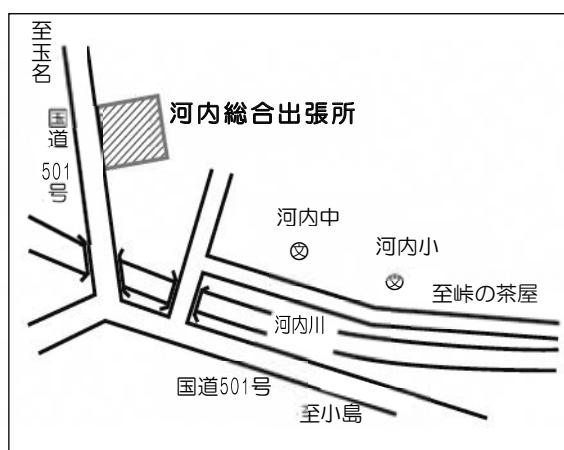
(龍田まちづくりセンター内)
電話 096-338-2231

＜次ページに続く＞



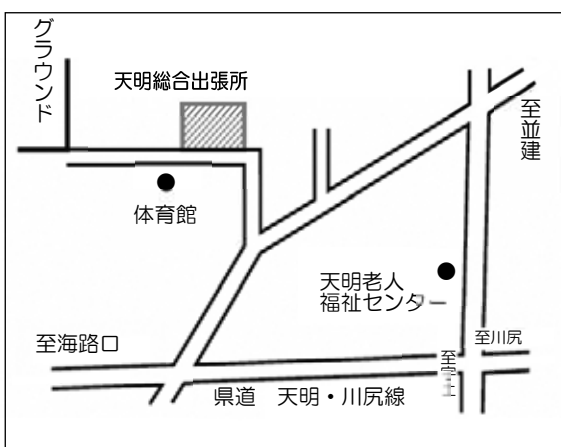
託麻総合出張所

東区長嶺東7丁目11番15号
(託麻まちづくりセンター内)
電話 096-380-3111



河内総合出張所

西区河内町船津 2069 番地 5
(河内まちづくりセンター内)
電話 096-276-1111



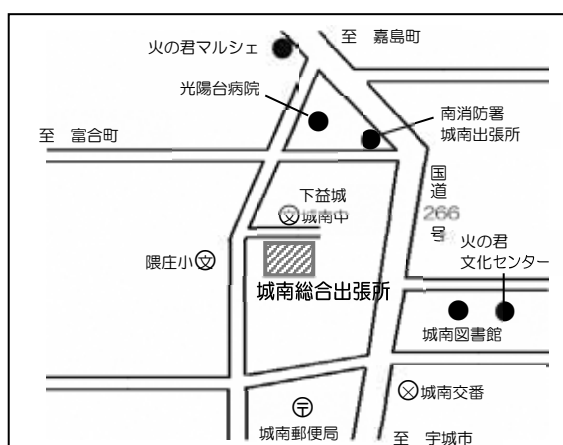
天明総合出張所

南区奥古閑町 2035 番地
(天明まちづくりセンター内)
電話 096-223-1111



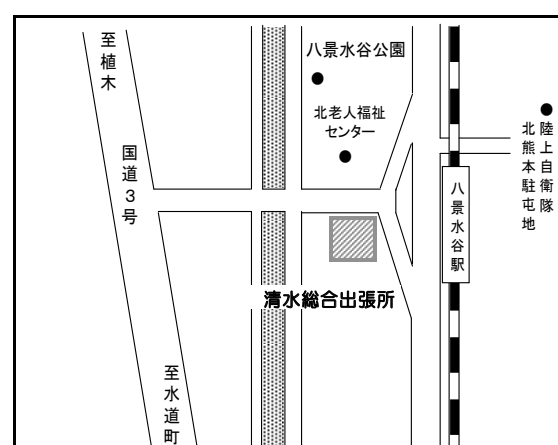
幸田総合出張所

南区幸田2丁目4番1号
(幸田まちづくりセンター内)
電話 096-378-0172



城南総合出張所

南区城南町宮地 1050 番地
(城南まちづくりセンター内)
電話 0964-28-3111



清水総合出張所

北区清水亀井町 14 番 7 号
(清水まちづくりセンター内)
電話 096-343-9161

＜次ページに続く＞

